オープンカレッジ

愛知工業大学
経営学部准教授
後藤　時政氏

# 中小企業の知財マネジメント

## 自社の特許出願方策を診断

権利範囲の広い、活用できる特許を取得するには、一出願でできる限り大きい権利範囲を取得するのか、一出願あたりの権利範囲は狭くともそれらをシリーズとして複数出願することにより全体で大きな権利範囲を取得するのかの二通りの方法が考えられる。特許情報を分析し、分り易く技術動向を図示したものにパテントマップがある。先ほどのことをこのパテントマップに照らし合わせて言い換えてみれば、今後有望だと判断される空き領域において如何に大きな円が描けるかということなのか、もしくは小さな円であっても複数置くことによって如何に広範囲な領域が獲得できるのかということになる。

それでは中小企業が特許を取得し、それにより利益を得るためにはどちらの方法を採用していくべきなのであろうか。もちろん前者である。なぜなら特許は出願するにも、維持するにもそれなりの金額が掛かるため、資金的に余裕が無い中小企業はまさに「一球入魂」の気持ちで特許出願をしていくべきなのである。そのために経営者は自ら技術戦略を立案できる能力を有し、それを具現化していく特許明細書を作成しなければならない。

ところで筆者らは、企業の特許出願方策を計るために、公開特許公報に掲載されている特許出願企業をその企業が作成した特許明細書のページ数（複数あるときはそれらの平均）と出願頻度により四つの領域に分類した。このとき基準としたページ数は特許出願が権利化されたときに広い権利範囲を有する可能性が高いかどうかを判断するためのもので、前回紹介したように出願を代行する弁理士が作成する特許明細書の平均ページ数12・8ページを目安とした。また出願頻度は、その企業が年間に10件以上特許出願しているかどうかを一応の目安としている。なお、特許出願は出願から1年6カ月が経過すると、審査するかどうかは別として全ての特許明細書が公開特許公報に掲載される。

このような枠組みによって企業の特許出願方策を見てみると、最良の方策をとっていると判断される企業はページ数、出願頻度とも目安の値を超えている企業であり、得られた権利は自社技術の防衛はもちろん、実施許諾やライセンシング等でも活用できる可能性が高いと判断できる。逆に最悪なのは、ページ数、出願頻度ともこの値を下回る企業であり、これらの企業の出願はたとえ権利化されたとしても活用できない可能性がある。

筆者らはこれらの企業を『知的財産中小企業』と定義し、重要視している。知的財産中小企業の多くは特許出願の目的や権利化後の活用方法を明確化できておらず、また資金的な制限から特許出願においても十分な方策が立てられないでいるものと思われる。これら企業をどうにかすることが我々の当面の研究目標である。

ごとう　ときまさ　技術経営論、知財戦略論。金沢大学大学院自然科学研究科博士課程修了・博士（工学）。1968年生まれ。

中部経済新聞社　本紙　２０１３年０９月２４日　００５面　０１版